

令和4年度第2回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和4年5月25日(水) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和4年5月25日(水) 午後2時

出席委員 14名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 3番 丹羽 保宏 4番 山田 富士雄

5番 中野 浩光 6番 加藤 勲 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 鈴木 正 10番 後藤 章 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

欠席委員 0名

農地利用最適化推進委員 0名

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 梶浦 庄治

主 事 石塚 正己

主 事 平塚 康介

主 事 山田 智郷

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第3号】 農地法第4条の規定に係る許可申請 …… 1件

【議案第4号】 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について …… 1件

【議案第5号】 農地利用計画変更の申出 …… 1件

(2) 報告案件について

【報告第2号】 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第3号】 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 11件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

木々をわたる風にも、そこはかたなく初夏の気配を感じられるころとなりました。委員のみなさまには、熱中症等の体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和4年度第2回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員と4番 山田 富士雄（やまだ ふじお）委員をお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第3号】

・農地法第4条の規定に係る許可申請 …………… 1件

【議案第4号】

・相続税の納税猶予に関する適格者証明書について…… 1件

【議案第5号】

・農用地利用計画変更の申出 …………… 1件

（2） 報告案件について

【報告第2号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第3号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 11件

【その他】

それでは、【議案第3号】 農地法第4条の規定に係る許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 議案書1ページ、番号R4-1をご覧ください。

申請地は、_____番で登記は田、現況は雑種地で面積は_____㎡です。転用目的は専用住宅です。申請者は議案書のとおりです。

申請者は、現在清須市内で家族と同居しています。この家は、家族所有のため、申請者は間借りしている状態です。今後結婚の予定があり、

自己所有の住宅を建てることになりました。自己所有している不動産のうち、市街化区域内にある土地は、現在マンションなどがあり、建築することができません。申請地は、昭和37年に祖父が取得し、令和2年に父から相続した土地で、市街化区域から55m以内にあるため、既存集落内のやむを得ない自己用住宅の要件に適した土地だと考えました。

申請地は、駅、インターチェンジ及び市役所及びこれらに類似する施設の概ね300m以内の区域にある農地であるため、農地の区分の該当事項のエー（ア）－a－（b）に該当するため、第3種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は山田委員となります。

山 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、許可書を交付することといたします。

続きまして、【議案第4号】相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明します。

被相続人の死亡により令和3年9月24日に相続が発生しました。相続人は証明願のとおりで、納税猶予の適用を受けようとする農地の所在は、_____番の畑1筆で面積は_____㎡です。

耕作状況、計画書より適正な営農実施計画であり、納税猶予の適用条件を満たしております。また、租税特別措置法第70条の6第1項並びに租税特別措置法施行令第40条の7第1項第2項の規定を被相続人、相続人も満たし農業経営が行われている状況と思われま。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」とし

て、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として、回答することといたします。

続きまして【議案第5号】農用地利用計画変更の申出について議案とします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案書は8ページ議案第5号について説明します。

今回の申出地は、_____番、____番、____番、____番の4筆となります。

合計面積は_____㎡で、災害時の緊急出動に対処することや、より優秀な人材を確保するために事業所の近くに寄宿舍を建築する必要性が出てきたため、申請に至りました。

申出地は5つの要件を全て満たしております。

該当地は農用地の周辺部であり、南東の角地にあるため、農地を分断することも無い場所です。

農地区分は運用通知のオーアー（b）に該当し第2種農地となり、農地法の許可基準はオー（イ）－bに該当し「許可できる」と判断されます。

また、関連する他法令につきましても問題ないことを確認しています。

以上、説明を終わります。

会長

事務局の説明が終わりました。

この案件のご地元は小崎推進委員になります。

小崎推進委員

特に問題ありません。

会長

事務局の説明が終わりましたが、ご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして【報告第2号】及び【報告第3号】を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたら、お願いします。

事務局に説明を求めます

事務局

それでは説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。

番号1、_____番で登記田、現況畑です。

こちら山田委員の案件となります。

山 田 委 員

問題ありません。

事 務 局

ありがとうございます。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。続きまして農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてです。

番号1、_____番で登記畑・現況畑です。

こちら堀田推進委員の案件になります。

堀 田 推 進 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして、番号2、_____番で登記畑・現況宅地です。

こちら渡邊推進委員お願いします。

渡 邊 推 進 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして、番号3、_____番で登記畑・現況雑種地です。

こちら渡邊推進委員お願いします。

鈴 木 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして、番号4、_____番で登記畑・現況田です。

こちら中野委員お願いします。

中 野 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして、番号5、_____番で登記畑・現況雑種地です。

こちら中野委員お願いします。

中 野 委 員

問題ありません。

ありがとうございます。

事 務 局

続きまして、番号6、_____番、_____番で登記畑・現況共に畑です。

こちら中野委員お願いします。

中野委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 7、 番、 番、 番 で 3 筆共に登記田・現況宅地です。
こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 8、 番、 番、 番 で順に登記・現況畑、登記田・現況雑種地、登記田・現況畑です。
こちら加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 9、 番、 番、 番、 番 で、すべて登記・現況田です。
こちら小崎推進委員お願いします。

小崎推進委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 10、 番 で登記田・現況畑です。
こちら中野委員お願いします。

日下部委員 問題ありません。
ありがとうございます。

事務局 続きまして、番号 11、 番、 番、 番 で登記畑・現況田です。
こちら中野委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については以上になります。

会長 事務局の説明が終わりました。
以上のことについて質問などありますか。
(質問等特になし)

事務局は他に何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回の開催について確認します。

令和4年6月24日、金曜日、午後2時から、清須市役所南館3階大会議室（本日と同じ）にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和4年度第2回農業委員会を閉会します。

お疲れ様でした。

—終了時刻午後2時40分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「番地」、農地の地番は「番」との表記で省略して記載しています。